

みどりのカーテンぐらんぷり 2018 実施要領

- 1 目 的 身近にできる温暖化防止対策として、夏場の室内の温度上昇を抑える「みどりのカーテン」を市内に普及促進することを目的とする。
- 2 主 催 厚木市
- 3 内 容 このグランプリは、市内の家庭や職場などで育成した「みどりのカーテン」の写真を募集し、カーテンづくりの工夫や出来栄への表彰を行うことで、意欲の高揚を図り、市内に「みどりのカーテン」を普及促進することから実施する。
- 4 対 象 市内にみどりのカーテンを設置（育成）された個人・企業・団体
- 5 募集期間 平成 30 年 7 月 2 日（月）から 8 月 31 日（金）まで
- 6 応 募 等
 - (1) 応募方法
 - ア 環境政策課窓口又は市ホームページにある応募票に必要事項を記入し、2 L 版のカラー写真を添え、環境政策課に郵送、持参又はメールにて提出する。
 - イ 写真は、「近くから撮ったカーテン全体の写真」、「少し引いて撮った周辺を含むカーテンの写真」2 枚の提出を原則とするが、PR のため、カーテンの特徴が分かる写真や内側から撮影した写真などを加えることも可能とする。
 - (2) 応募規定
 - ア 募集期間に市内で撮影した写真に限る。
 - イ 応募作品は、みどりのカーテンを広く紹介すること及び審査の一環として、市ホームページに公開する。
 - ウ 応募作品は返却しない。
- 7 審査方法
 - (1) 市ホームページへの写真掲示による一般の方からの投票
 - (2) 審査員による写真審査
- 8 入 賞 市長賞 2 点、その他賞 2 点程度
※入賞者には賞品を贈呈する。
- 9 発 表
 - (1) 10 月に市ホームページで発表
 - (2) 市長賞の方は、環境表彰式（10 月 28 日（日））で表彰
- 10 周知方法
 - (1) 広報あつぎ（7 月 1 日号）
 - (2) 市ホームページ
 - (3) あつぎエコマガ
 - (4) ポスター掲示（公民館、市庁舎、アミューあつぎ）